

クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

実施マニュアル



美化清掃活動

ごみの収集活動

編

主 催 クリーン川越市民運動推進協議会
事務局 川越市 環境部 資源循環推進課
〒350-0815 川越市鯨井 782-3
電話 049-239-6267 F A X 049-239-5054

(令和5年3月作成)

1. ごみゼロ運動の目的

クリーン川越市民運動(以下「ごみゼロ運動」という。)は、昭和58年より各種団体で構成している、クリーン川越市民運動推進協議会が主催している市内一斉清掃のイベントとして実施しています。

この運動の目的は、一人でも多くの市民が参加することを呼びかけ、道路や公園、河川等の公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾って片付けるなど、実際の美化清掃活動を体験する中で、市民としての誇りと自覚を身につけ、ごみを投げ捨てない心を育て、自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しくおいしいのあるまち、ごみの落ちていないまちにしていくことです。

2. ごみゼロ運動の準備

- (1) 自治会(団体)の活動内容を「ごみゼロ運動計画書」に記入する。

※記入については、別添「記入例」を参考にしてください。

- (2) 「ごみゼロ運動計画書」を「川越市環境プラザ(つばさ館)1階 資源循環推進課」又は、管轄の「市民センター」に提出期限までに提出する。

※計画書の提出先は川越市役所本庁舎(元町)ではございません。ご注意ください。

- (3) 「ごみゼロ運動計画書」と引き換えに、清掃活動時に参加者に配布するごみ袋(可燃用、不燃用)、ポケットティッシュを受け取ってください。ごみ袋の枚数は余ることのないよう、必要分のみの申請をお願いします。前回実施時の余りがある場合は、使用していただくことも可能です。

3. ごみゼロ運動を実施しない場合

自治会（団体）としてごみゼロ運動の清掃活動を実施しない場合は、「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」まで実施しない旨を、計画書の提出期限までに連絡してください。

4. 清掃活動を行う際に、参加者へ伝えていただく事項

ごみゼロ運動は、空き缶などの散乱ごみを片付けるという目的で行っております。けがの恐れのある危険な作業（高い所から飛び降りたりすること等）は避けて、作業中は事故やけがの無いよう参加者へ伝えてください。

また、感染対策のため、以下の彩の国「新しい生活様式」における地域清掃活動10のポイントを参加者へ併せてご説明ください。

彩の国「新しい生活様式」における地域清掃活動10のポイント

- | | |
|--|---|
| 1 清掃日時や場所を分散させ、 密集を避ける 。 | 6 なるべくトングを使用し、 ごみに直接触れない 。 |
| 2 一緒に活動するメンバーと 十分な距離 を確保する。 | 7 手袋やトングなどの物品を共有せず、使用後の 消毒を徹底 する。 |
| 3 活動前の体温計測による体調不良者の 参加制限 やメンバーの 連絡先の把握 を徹底する。 | 8 ごみ袋の空気 を抜き、 しっかり縛って封 をする。 |
| 4 手袋 等を装着し、 長袖・長ズボン を着る。 | 9 活動終了後は うがい・手洗い や 手指の消毒 を徹底する。 |
| 5 活動の開始・終了時や休憩時における 密集 を防止するとともに、 対面 での 飲食 や 会話 を 控える 。 | 10 家に帰ったら、できるだけ すぐ着替える 、 シャワー を浴びる。 |

5. 拾い集めるごみの種類

ごみゼロ運動で拾い集めるごみは、原則として、紙くず、空き缶、ペットボトルなどの「散乱ごみ」と「不法投棄された粗大ごみ」です。

しかしながら、地域の方が多く集まる日なので、自治会館の草刈りや道路側溝の清掃を行う場合があると思いますが、その際には排出方法を守ってください。（排出方法については6.「ごみの出し方」参照）

「家庭ごみ」や「自治会所有で使用しなくなったもの」等はごみゼロ運動での収集対象ではありませんので、絶対に排出しないでください。（詳しくは14.「注意事項」参照）

6. ごみの出し方

集めたごみは、次の区分ごとの出し方にそって出していただき、各団体が指定した集積所（以下「指定の集積所」という。）には、「可燃」、「不燃」、「粗大ごみ」、「ヘドロ」に分けて種類ごとに置いてください。

なお、拾い集めたごみは「ごみの収集開始時間（午前11時、詳しくは7.「ごみの収集」参照）」までに指定の集積所へ出してください。

- (1) 散乱ごみ（紙くず、空き缶、空き瓶、ペットボトル、ビニール袋など）
収集した散乱ごみは、「可燃（燃えるごみ）」、「不燃（燃えないごみ）」に分けて、お配りしてある指定のごみ袋に入れて出してください。また、**大きいごみ袋（45ℓ、90ℓ）**も用意できますので、必要な場合は計画書を提出する際に申し出てください。



- (2) 草類（私有地から排出されるものは対象外です。）
- ① 草類は指定の「燃えるごみ」用の袋に入れて出してください。
 - ② 草類を袋へ入れず刈ったままの状態指定の集積所へ出しますと**収集することができませんので注意してください。**
 - ③ 大量に草類を出す場合には、大きいごみ袋も用意できます。
- (3) 木の枝
- ① 木の枝は、50cm以下に切り、ひもで縛って（直径30cm以内）出してください。
 - ② 太い幹や枝は、それぞれ別々にして縛ってください。
- (4) 不法投棄された粗大ごみ
不法投棄された粗大ごみは、燃えるごみ、燃えないごみとは区別して指定の集積所へ出してください。
- (5) U字側溝等の清掃で出たヘドロ
- ① ヘドロは、ヘドロの中にあるごみを取り除き、**水切り用の穴を下部に空け、「燃えないごみ」用の袋に入れて出してください。**
 - ② **ヘドロを入れた袋にはマジックで「ヘドロ」と表示してください。**
 - ③ 出されたヘドロの収集は、ごみゼロ運動の当日には行わず、**翌日以降に収集します。**通行の妨げにならない場所に置いてください。（通常使用しているごみ集積所を使用するときは、少し離して置いてください。）
- (6) その他のごみ
- ① 中身が残っているスプレー缶を拾い集めた場合は、「燃えないごみ」用の袋にいれ、「危険」と袋に表示し粗大ごみの付近に出してください。
 - ② 不法投棄された自転車は、サドルなどに「ごみ」と表示して粗大ごみの付近に出してください。

7. ごみの収集

ごみゼロ運動で拾い集め指定の集積所に出されたごみは、委託業者が順番に集積所を回って収集します。

ごみは、収集開始時間の午前11時までに指定の集積所へ出してください。
※ 全ての集積場所が午前11時から収集を開始するのではなく、順次収集していきますので、ごみの収集に立ち会う必要はありません。

8. 事前に「市で指定したごみゼロ運動の日」以外で、地域の清掃活動を実施する場合

- (1) 市で指定したごみゼロ運動日とは別の日にごみゼロ運動の清掃活動を計画した場合には、事前に「集めたごみを収集するための手配」を行う必要がありますので、清掃活動を行う1週間前までに「ごみゼロ運動計画書」を提出してください。
- (2) ごみの収集は、清掃活動の翌日以降の平日に行います。
※通常使用しているごみ集積所を使用するときは、通常収集のごみと混ざらないように分けてお出してください。
- (3) 各団体が独自に指定した「ごみゼロ運動予定日」を雨天などのために中止にした場合には、「資源循環推進課 (Tel049-239-6267)」まで中止した旨の連絡をしてください。

9. 雨などで、市で指定したごみゼロ運動の当日に自治会（団体）としての清掃活動を中止した場合

- (1) 当日、自治会（団体）として清掃活動を中止した場合には、ごみゼロ運動当日の午前7時30分から午前9時までに「資源循環推進課 (Tel049-239-6267)」に中止の連絡をお願いします。
- (2) 雨天などの悪天候の場合でも、収集車によるごみの収集は行いますので、事前にごみゼロ運動として拾い集めたごみがある場合には、「ごみゼロ運動計画書」で計画した指定の集積所へ出してください。
※雨天時につきましては、参加される方々の健康にご配慮いただき、実施の可否を決定してください。

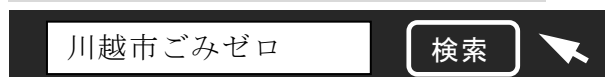
10. ごみゼロ運動の当日に清掃活動の中止の連絡をしたが、後日「地域の清掃活動」を行うことになった場合

ごみゼロ運動の当日は、自治会（団体）としての清掃活動を中止したが、後日、地域の清掃活動を行うことになった場合には、「資源循環推進課 (Tel049-239-6267)」まで連絡していただくようお願いします。
ごみの収集は、清掃活動の翌日以降の平日に行います。
※実施日当日の収集はできません。

11. 台風などの災害で市が指定したごみゼロ運動が中止となった場合

台風などの災害が予想される場合、ごみゼロ運動は中止となります。その際、実施日前日までに川越市のホームページでお知らせします。また、「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」で中止の電話ガイダンスを行います。

※通常の雨では中止となりません。



12. ごみゼロ運動の終了後

ごみゼロ運動終了後には、ごみゼロ運動実施日の翌日以降に、「ごみゼロ運動参加人数連絡票」を川越市環境プラザ（つばさ館）1階の資源循環推進課まで、メール（shigenjunkan★city.kawagoe.lg.jp）・ファックス（FAX049-239-5054）・電話連絡（Tel049-239-6267）・郵送（〒350-0815 川越市鯨井782-3）・窓口提出による方法、又は、市民センターの窓口へ提出してください。

※市民センターでは、窓口提出のみとなります。

13. 放射線測定器の貸出

ごみゼロ運動でU字側溝等の清掃を実施される自治会に放射線測定器の貸出を行っております。貸出を希望される自治会は、資源循環推進課（Tel049-239-6267）までご連絡ください。

- (1) 貸出場所：環境プラザ（つばさ館）1階 資源循環推進課 川越市鯨井782-3
- (2) 貸出時間：午前9時から午後4時まで（当日中にご返却ください。）
※貸出期間については「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」へお問い合わせください。
- (3) 貸出対象：ごみゼロ運動でU字側溝等の清掃を予定している自治会
- (4) 貸出手続：「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」へ仮予約の連絡をし、予約日当日の貸出時間内に受け取りに来てください。
※原則、自治会長様又は環境推進員様でお願いします。
※貸出時には身分証明書（免許証等）をご持参ください。

14. 注意事項

- (1) ごみゼロ運動のごみ収集では収集しないごみ

「ごみゼロ運動の目的にそぐわないごみ」または、「出し方が適切でないごみ」については、**ごみゼロ運動のごみ収集では収集しません。**もし、そのようなごみが出された場合、そのごみを指定の集積所から収集せずに置いておき、そのごみを排出した団体の代表の方に連絡し、現地確認をした上で処理方法を協議することもあります。

- ① 「家庭ごみ（家庭内から出されるごみ）」は、ごみゼロ運動のごみ収集の対象ではありませんので、通常の収集日に集積所へ出してください。

※家庭内にある古タイヤ、バッテリー、自転車等の処分方法については、業者処分となりますので、「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」にお問い合わせください。

- ② 「自治会所有で使用しなくなったもの（お祭りで使用した物品、自治会館内で使用したイスや机等）」についても、ごみゼロ運動での収集対象ではありません。

「自治会所有で使用しなくなったもの」の処分につきましては、市で処分できるものに限り、「処分費の減免」などの手続きをとれる場合がありますので、「環境施設課（Tel049-239-6901）」までお問い合わせください。

(2) 草類を再利用する場合、同日に集団回収を実施した場合

刈り取った草類を参加者が堆肥等とする場合は、指定の集積所付近に置かないようにしてください。

また、集団回収を実施した場合は、資源物に「資源物」などと表示して、ごみゼロ運動で収集したごみと明確に分けてください。

(3) ガスボンベの取り扱いについて

ごみゼロ運動の際に、不法投棄されたガスボンベを発見した場合は、集積所まで運搬せずに、「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」までご連絡ください。現地確認後、専門業者に処理を依頼します。

※危険ですので、手を触れないでください。

(4) ごみゼロ運動を行う際の傷害保険について

川越市では、ごみゼロ運動の参加者を対象に傷害保険に加入していますが、治療費等を全額負担するものではありませんのでご承知おきください。清掃活動中に参加者がけがなどを負った場合には、「資源循環推進課（Tel049-239-6267）」まで連絡していただくようお願いします。